

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

鹿児島県伊佐市

2. 構造改革特別区域の名称

伊佐市子ども発達支援センター安心安全給食特区

3. 構造改革特別区域の範囲

伊佐市全域

4. 構造改革特別区域の特性

鹿児島県伊佐市は、鹿児島県・宮崎県・熊本県の県境に位置する、県本土最北の市である。また、周囲を九州山脈に囲まれた盆地を形成しており、平地の中央部を川内川とその支流が流れ、これらの水系を中心として広大な水田がひらけている。面積は392.36平方キロメートル（東西23km、南北27km）で県内の市平均値の約1.3倍、人口は、平成26年3月31日現在、28,461人である。高齢化・過疎化により人口減少は続いているが、出生数は横ばいで、平成25年度年間出生数は210人、就学前児童数は1,234人である。

“おぎゃー献金”発祥のまちである当市では、子ども一人ひとりの個性や家庭の状況に応じた「子育て」を地域の重要課題としてとらえ、「子育てにやさしいまち日本一」をめざし、「伊佐で子どもを育ててよかった」と感じられるシステムづくりを保健・医療・教育・福祉のネットワークにより進めている。健診等で発達が気になると判断される児童の割合は周辺地域に比べて高く、おぎゃー献金創設者の病院跡地に地域の「たからもの」として建てられた児童発達支援センター「伊佐市子ども発達支援センターたんぼぼ」（以下「子ども発達支援センター」という。）には、午前・午後各35人前後の未就学児童が通園している。子ども発達支援センターは、現在のところ伊佐市内唯一の児童発達支援を提供する機関であり、療育実施経験及び専門的スタッフを要している社会福祉法人に委託して療育の提供を行っている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本計画は、子ども発達支援センターに、栄養士や調理師等が充実している伊佐市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）で調理した給食を外部搬入するものである。市直営の学校給食センターは、現在、幼稚園1園・小

学校14校・中学校4校の給食2,252食を調理しており、給食の趣旨を十分認識し、衛生面・栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有している。

厳しい財政状況の中、必要な人員を安定的な雇用形態で確保し、きめ細やかな療育を行うためには、運営の合理化を図る必要があり、給食を学校給食センターから外部搬入することにより、調理業務の効率化、食材調達の一元化、安定した給食提供が図られる。

子ども発達支援センターの運営の合理化は、療育を提供する社会福祉法人の経営の安定やサービス水準の維持向上につながり、安定した療育提供の土台となる。

食材調達の一元化により、地域の農産物の使用が増え、地場産品の消費拡大が促進される。

節減された給食調理経費や人的資源の一部を食育推進に充てることで、療育内容の充実につながる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

給食の外部搬入により、経費節減及び事業運営の合理化・安定化が図られることから、地域の障害児支援の拠点施設として、スタッフを充実しよりよい支援をめざす。

発達障害による感覚過敏や食へのこだわりを抱える児童が、安全で充実した給食を、少人数体制で丁寧な支援ができる子ども発達支援センターで食べ、学校給食に慣れることで、就学後のスムーズな学校生活へつなげる。

また、栄養士が児童だけでなく保護者への食育も行い、食べることの大切さや地域の農産物、健全な食生活への関心を高める。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

学校給食センターでの一括調理により、子ども発達支援センターの運営が合理化されることで、厳しい市の財政状況の中、これらの削減経費を支援の充実等の経費にあてることができるようになり、本市児童福祉の向上に資する。

また、設備・人員の整った学校給食センターで調理された安心・安全な給食を安定的に提供できること、経費の削減による支援の充実により、養育者がより安心して子ども発達支援センターに通園させることができる環境となる。

学校給食センターと連携し、地産地消や食育を推進することで、正しい食習慣が形成され、児童の健やかな成長を促すことになる。

8. 特定事業の名称

939児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

児童発達支援センター「伊佐市子ども発達支援センターたんぽぽ」

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

構造改革特別区域内における児童発達支援センターの給食について、伊佐市立学校給食センターにおいて給食調理を実施し、安心・安全な給食の外部搬入を行う。児童発達支援センターから学校給食センターまでの距離は4.1km、配送時間は10分程度であり、搬出開始から給食を食べ始めるまでに要する時間は25分程度である。

なお、きざみやアレルギー除去等障害特性への対応については、児童発達支援センター調理室にて行う。

5. 当該規制の特例措置の内容

児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式実施にあたっては、構造改革特別区域における留意事項を遵守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする児童発達支援センターの定員数、調理室の状況については以下に示すとおりである。調理室は、保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱等の対応を行うための調理機能を有する。

(2) 利用児童に応じた対応

給食は昼食1回とする。保護者や医師から入手した情報に基づき、必要に応じて栄養士の指導を受けながら、通園児の発達特性や食物アレルギーの状態、体調不良等に十分配慮し、児童の状態にあわせて切碎等の加工や個別の対応を行う。

(3) 衛生管理

児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、基準として示された「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を遵守するものとし、調理業務従事者に対して、定期的

に衛生面や技術面の教育訓練、健康診断や検便等の実施を確認する。

(4) 委託契約の締結

特例措置による外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められているが、本市の場合、本市立学校給食センターから本市児童発達支援センターへの搬入であり、どちらも伊佐市が管理するため「契約」という行為になじまない状況にある。よって、児童発達支援センターと学校給食センターで覚書を締結するとともに、児童発達支援センター職員が学校給食運営委員会等へ参加しながら、緊密な連携を図る。

(5) 食を通じた子どもの健全育成（食育）

食を通じた子どもの健全育成については、伊佐市食育推進計画を基本とし実施していく。食事は基本的な生活習慣のひとつであるため、食べる力の基礎をつくり、食べることの大切さを伝えるために、食べ方、姿勢、偏食等個々の状況に応じて対応しながら、「楽しく食べる」ための支援を行う。

また、給食便りの配布や学習会の開催など、栄養士等が児童だけでなく保護者への食育も行い、発達段階に応じた食事、食べることの大切さや地域の農産物、健全な食生活への関心を家庭からも高めていく。

【児童発達支援センター（伊佐市子ども発達支援センターたんぼ）の調理室の概要】

面積：19.44㎡

調理器具等：水切り付シンク、ガス調理機、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、作業台、電子炊飯器、食器消毒保管庫

【児童発達支援センター（伊佐市子ども発達支援センターたんぼ）の定員及び給食数等】

施設の定員：午前40名、午後40名　うち給食を提供する児童25～35名/日

職員：保育士、児童指導員、看護師等21名（常勤17名、非常勤4名）

【伊佐市立学校給食センターの概要】

職員33名

調理能力1日2,500食　現在は1日2,252食を調理

【配送計画】

時刻	伊佐市立学校給食センター	伊佐市子ども発達支援センターたんぼ
10時50分	配送	食器準備
11時00分		受け取り、必要に応じ再調理

11時15分		療育室へ運搬
12時15分		食器洗浄
13時15分		食缶の搬出